

質問第一号

家庭用灯油・プロパンガス価格に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年七月三十日

竹田 現 照

参議院議長 河野 謙 三 殿

家庭用灯油・プロパンガス価格に関する質問主意書

灯油およびプロパンガスは重要な生活関連物資であるが、北海道、東北など寒冷地にあつては、冬の生活に決して欠かすことのできない重要なものである。その灯油の価格について、前記の地方では去る六月一日の小売り標準価格の撤廃により十八リットル当り七百円にまで暴騰し、また本年八月一日よりプロパンガスの標準価格も撤廃されるとこの価格もまた暴騰するのは明らかであり、これによつて一般家庭の家計を極度に圧迫し、とくに社会保障にたよつて生活している家庭では燃料費を払えない等の重大な事態をむかえることが想定される。

よつて次の点について政府の見解を明らかにされたい。

一、プロパンガスの標準価格を今後とも維持すること

二、灯油の新標準価格（十八リットル当り店頭渡し五百円程度）を即時設定すること

三、国民生活安定のための緊急政策としての原油関税を撤廃すること

四、灯油、プロパンガス値上げ防止のためにとつて政府の措置ならびに今後とろうとする措

置

右質問する。